

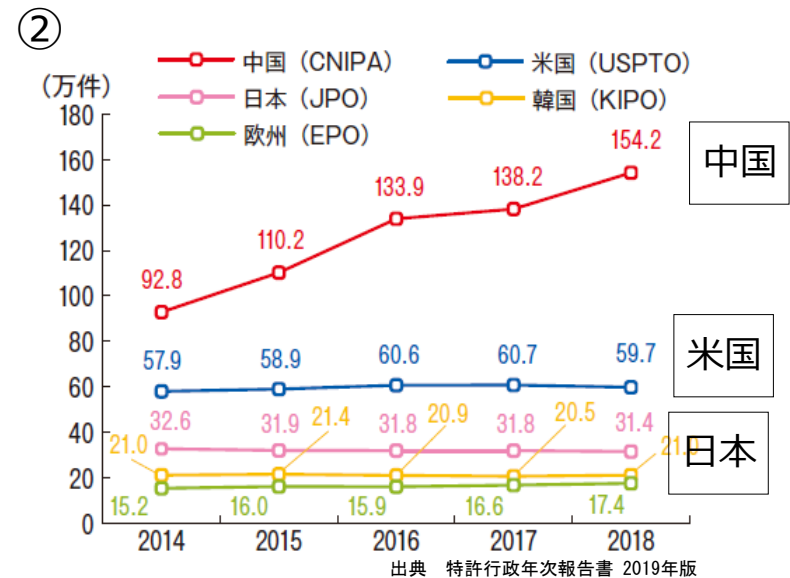
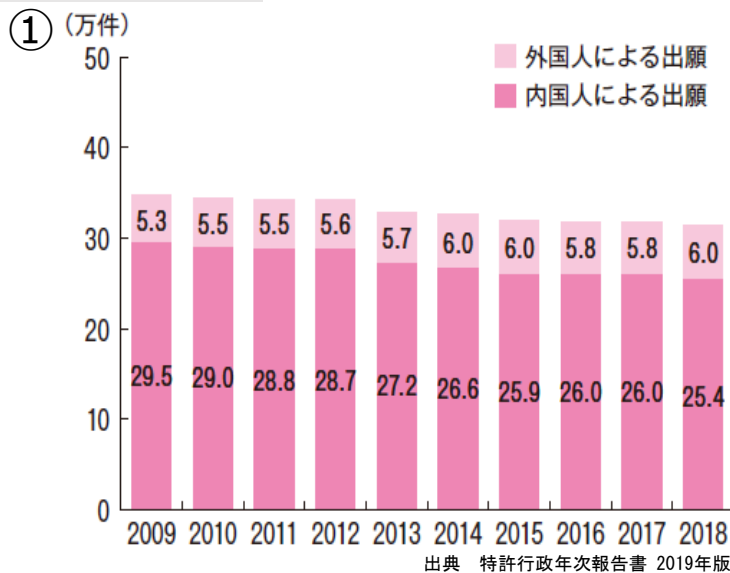
知的財産政策に関する意見 (概要)

2020年3月17日

中小企業にとって知的財産とは

付加価値向上やブランド確立に貢献。研究開発投資の成果、次の投資への収益源

わが国の現状



①日本の特許出願件数は、漸減傾向

②世界の特許出願件数は、大きく増加

③研究開発費等においても、日本は米国や中国に大きく水をあけられている ※1

- ・ 知財の創造・活用をより一層加速させることが必要
- ・ あわせて、知財保護の強化や知財の公正な取引の推進が求められる

01 | 目次

- I. 知財取引の適正化を
- II. 模倣品、海賊版への断固たる取り締まりを
- III. 中小企業の知財創造・活用の促進を
- IV. 知財金融や税制を活用した中小企業の知財創造・活用の後押しを
- V. 知財による地域中小企業の競争力強化を
- VI. 日本のコンテンツの市場規模の拡大を
- VII. 知財紛争における紛争処理能力の強化を

I | 知財取引の適正化を

- ・ 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態報告書」では、15,875社から726件の個別事例が報告（※2）
- ・ 中小企業からは、訴訟にかかる費用負担や今後の取引関係を考慮し、訴訟提起を見送り、泣き寝入りをせざるを得ないという声が挙がっている

意見内容

- ・ 親事業者の禁止（下請法第4条[※]）行為に「不当な知財取引」を追加
- ・ 独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインの拡充
（例：不当な知財取引を行う企業に対して企業名を公表）
- ・ 新たな振興基準をもとにした実効的な指導・助言の展開
- ・ 契約のひな形・ガイドラインの提示、専門家相談・派遣制度の創設
- ・ 取引調査員（知財Gメン）の活用

※下請代金支払遅延等防止法

Ⅱ | 模倣品・海賊版への断固たる取り締まりを

- 2018年の**PCT国際出願件数** (※3) は、**過去最高**
(48,630 件。2009年から約 6 割増加)
- **産業財産権を保有する企業のうち、2017年度に模倣被害を受けた数は、11,643社 (全体の 7.0%)** (※4)
- **中小企業からは、模倣被害の事例が数多く挙がっている**
- **知財や技術の窃盗など、国際的なサイバー攻撃・テロ脅威の高まり**

意見内容

- **外国出願補助金等の公募期間延長、採択企業数の拡大、通年受付**
- **模倣品等の取り締まり、侵害の早期発見、警告などの強化**
- **政府・民間企業を問わず、サイバーセキュリティ対策の強化**

※3 ひとつの出願願書を提出することで、PCT条約の加盟国すべての国に同時に出願したと同じ効果を与える制度

※4 2018年度 模倣被害実態調査報告書 (経済産業省)

Ⅲ | 中小企業の知財創造・活用の促進を

- ・ **多様な中小企業支援策のすべてを、中小企業は十分に活用できていない**
(特許料金の一律半減制度、国際出願に係る軽減措置、etc)
- ・ **一言に中小企業といえども、その実態は様々**
(知財を積極的に創造・活用している企業、知財への関心が低い企業、etc)
- ・ 両者にとって、**権利取得・維持コストや煩雑な手続きがボトルネック**

意見内容

- ・ **「中小企業の特許料金の一律半減制度」の周知強化**
- ・ **知財総合支援窓口における支援体制の強化**
(窓口で電子出願や手数料納付など、直接的な出願支援を可能に)
- ・ **インターネット出願手続きの抜本的簡素化**
(「かんたん願書作成」時の電子証明書の不要化)

IV | 知財金融や税制を活用した中小企業の知財創造・活用の後押しを

- わが国の知財を担保にした融資の実績は件数・額ともに少なく、低調
(知財ビジネス評価書による融資総額は、5年間で約43億8,000万円)
 - 一方、中国の産業財産権（専利権と商標権）担保融資は、はるかに上回る
(2019年上半期：約9,200億円)
- ほか、中央政府・地方政府（市）それぞれで助成・奨励策を設置
(例：ハイテク企業は企業所得税が15%、技術譲渡による企業所得税の免税)

意見内容

- 政府系金融機関による知財公的融資制度の創設
(低金利貸付や無担保・無保証貸付を可能に)
- 信用保証協会の「知財特別枠」の創設

V | 知財による地域中小企業の競争力強化を

地域資源の活用

- ・ 山口大学や徳島大学、東京大学TLOでは特許を無償で開放

国際競争力

- ・ 国際認証（CEマーク等）の取得に係る助成は、一部の自治体に限定

人材育成

- ・ 中小企業にとって、経営と知財の両面の知識を持つ人材が重要

意見内容

- ・ 大学や研究機関の特許を中小企業に無償で開放する取り組みの後押し
（中小企業が事業化後、有償のライセンス契約に移行）
- ・ 国際認証取得費用への助成制度（全国版）の創設
- ・ 人材育成プログラムの全国開催、知財O Bの活用促進
（少年少女発明クラブなど、学校外の活動も含めた知財創造教育の推進）

VI | 日本のコンテンツの市場規模の拡大を

海外需要獲得

- ・ **制作に要する期間**に関わらず、関連する**補助金** (※5) の**実施期間は年度単位**
- ・ **新興国等では、海外コンテンツに対する規制等**が存在

適切な創作環境

- ・ コンテンツ制作に関する**各種ガイドラインの周知が不十分**
- ・ **海賊版対策、リーチサイト対策が喫緊の課題**

意見内容

- ・ **コンテンツグローバル需要創出等促進事業（補助金）期間の大幅拡充**
- ・ 各国政府に対する**規制緩和・撤廃に向けた働きかけの強化**
- ・ 制作現場の**労働環境改善、適切な報酬を得られるように環境整備**
(各種ガイドラインの周知および優越的地位の濫用に抵触しないように周知)
- ・ **海賊版・リーチサイトへの早急な対策**

Ⅶ | 知財紛争における紛争処理能力の強化を

- ・ 中小企業にとって、訴訟提起へのハードルが非常に高いのが実情

声①：経済的負担や機会損失を理由に訴訟提起を諦めざるを得ない

声②：特許侵害の事実を立証するための証拠収集が難しい

- ・ 中小企業は、悪質な侵害行為を防ぐことができず、対応に苦慮

声①：侵害を認識しながら意図的に侵害製品を販売し、その事実が発覚した後、ライセンス交渉をすればよいと開き直られた

声②：侵害判明後、様々な理由を付けてライセンス交渉を引き延ばそうとされた

- ・ 現行の算定方法（実損填補の概念）では、**侵害者の手元に残る利益が存在。**いわゆる「**侵害した者勝ち**」の状況が生まれてしまう

意見内容

- ・ **知財訴訟費用補助金の創設**
- ・ **訴訟提起前の査証制度の導入**
(訴訟提起前の証拠収集で見込み違いの提訴を防ぐ)
- ・ **侵害者側に、侵害行為で得た利益が手元に残らないように**

**日本商工会議所
東京商工会議所**